

## 第23回柏市農業委員会総会議事録

1 令和5年6月9日(金)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長  
染谷 茂が招集した。

2 場所 ラコルタ柏4階 集会室1・2・3

3 出席した委員は次のとおりである。

### <農業委員>

1番	金子	幸司	2番	酒卷	寿雄
3番	遠藤	秀生	4番	大宮	茂男
5番	成嶋	君美	6番	飯野	文夫
7番	坂卷	洋行	8番	石井	マサ子
9番	岡田	英夫	10番	寺島	和彦
12番	橋本	英介	13番	谷田	貝和代
14番	平川	徹	15番	染谷	茂
16番	山崎	明久			

16名中15名出席

### <農地利用最適化推進委員>

17番	友野	博之	18番	小川	克己
19番	栗原	豊	20番	染谷	織恵
21番	大塚	信幸	22番	豊田	佐智子
23番	木村	寿	24番	関根	勝敏
25番	濱嶋	静	26番	富澤	英三
27番	林	敏夫	28番	飯田	利明
29番	石井	一美	30番	砂川	晴彦
31番	坂卷	儀治			

15名中15名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

11番 村越 等

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

統括リーダー 兼 岡 洋 和

副主幹	山 本 雅 代
副主幹	柿 崎 祐 一
主 事	茨 木 健 亮

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- |     |    |  |
|-----|----|--|
| 議案第 | 1号 | 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について               |
| 議案第 | 2号 | 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見の送付について |
| 議案第 | 3号 | 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について         |
| 議案第 | 4号 | 公売買受適格証明書の交付について【農地法第3条要件】               |
| 議案第 | 5号 | 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について           |
| 議案第 | 6号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について                  |
| 議案第 | 7号 | 農用地利用集積計画の決定について（その1～その3）                |
| 議案第 | 8号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について                    |

## 7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 利用権の中途解約に係る通知の確認について
- (4) 生産緑地地区の買取りの申出による農業従事者への斡旋について

(午後2時00分開議)

**議長** ただいまより第23回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中15名、推進委員15名中15名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、日程1 議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

**議長** 議長一任ということですが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** それでは指名をいたします。

谷田貝和代委員、平川徹委員、よろしく願いいたします。

次に、日程2 一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、御了承願います。

今月の担当は、第3調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、山崎委員長よろしく願いいたします。

**山崎委員長** 農地第3調査会は、去る6月1日、2日、令和5年度第3回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第3条4件、第5条変更5件、第5条12件、公売買受適格証明1件、許可を要しない土地の証明願2件、主たる従事者証明1件について、現地調査並びに面接調査を行いました。

次に、令和5年2月に開催された第19回総会の議案第1号の3件及び議案第2号の2件について、巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

それでは、日程3 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、山崎委員長お願いいたします。

**山崎委員長** 1番について、御報告します。

調査会資料は、5ページからになります。

本件は、柏市●●に在住の譲受人が、経営農地を拡大するため、また、我孫子市在住の譲渡人は、農業経営ができないため、売買による所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、布瀬の畑●●筆、計●●㎡で、●●等を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。  
次の審議に入ります。

2番から4番につきましては関連していますので、一括して調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

**山崎委員長** 2番から4番について、御報告します

調査会資料は、8ページからになります。

本件は、柏市●●に事務所を置く譲受人が、経営農地を拡大するため、また、●●、●●、●●に在住の各譲渡人は、耕作が困難になったため、売買による所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、片山の畑合計●●筆、計●●㎡で、●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番から4番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**酒巻委員** 酒巻です。この譲受人、●●ではどんなものを作っていましたか。

**山崎委員長** 向こうでは、麦、サクランボ、リンゴ、梨、栗、ブルーベリーなどを作っているそうです。ちなみに、向こうの経営面積は●●haほどあるそうです。

**議長** よろしいですか。  
そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、2番から4番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは審議に入ります。

1番から5番につきましては一体の事業ですので、一括して調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

**山崎委員長** 1番から5番について、御報告します。

調査会資料は、12ページからになります。

本件は、令和5年2月28日付で県より許可が下りている大島田の農地造成について、事業者より計画変更の申請が出されたものです。

変更内容は、当初道路面より●●m低く造成する予定でしたが、地権者から耕作効率がよくなるとの意見により、道路面と同じ高さで造成することに変更するものです。

現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき

審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め，第3調査会としては承認相当と判断しました。

なお，譲受人に対し承認された場合には，申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** 御苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番から5番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

**成嶋委員** 成嶋です。農地造成後の農作物は，何を作る予定ですか。

**山崎委員長** ●●だそうです。

**成嶋委員** 全部のところに●●ですか。

**山崎委員長** そうです。

**議長** よろしいですか。

はい，どうぞ。

**大宮委員** 大宮です。土は，どこから持ってくるんですか。

**山崎委員長** 松戸のほうから●●万 $\text{m}^3$ ，白井のほうから●● $\text{m}^3$ を予定しているそうです。

**議長** よろしいですか。

そのほかございませんか。

**成嶋委員** じゃ，もう一度私が。盛土をしたほうが耕作の効率がよく

なるというのは、どういうふうに耕作の効率がよくなるんですか。

**山崎委員長** 道路と同じ、要は1段下がっているわけですよ、この計画だと。そうすると、手前にもうちょっとほかの土地がありまして、そこから通って行って1段下がるというと、ちょっとやりづらいということなんで、地権者からそう言われたそうなんですけども。そうすれば、平らにすれば、境界だけはっきりしていればやりやすいということだと思います。

**議長** よろしいですか。

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、1番から5番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、山崎委員長お願いいたします。

**山崎委員長** 1番について、御報告します。

調査会資料は、27ページからになります。

本件は、売買を伴う、資材置場用地への転用許可申請です。

申請地は、藤ヶ谷の畑●●筆、●●㎡です。第1種農地等に該当せず、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は柏市●●で●●を営む法人で、法人所在地の近隣に資材置場を借地にて保持していましたが、手狭となり、また借地であることから、所有できる広い敷地を探していました。今回の申請が認められれば、現状の借地は返還する予定です。

計画内容は、資材置場として埋戻し、土、砕石、型枠及び車両等の資材を置く予定です。

申請地が接道している市道より●●mほど低いため、砕石敷きで●●mにする予定です。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲はものが飛ばないようにコンクリート擁壁●●mm、その上に仮囲いフェンス高さ●●mを施工します。出入口は1か所とし、進入口より奥行き●●m、幅●●mの退避場所を設け、コンクリート舗装をし、ゲート●●m、高さ●●mを設置し、交通安全に対処します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。  
次の審議に入ります。

2番から5番につきましては関連していますので、一括して調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

**山崎委員長** 2番から5番について、御報告します。

調査会資料は、33ページからになります。

本件は、使用貸借を伴う、現況の田から畑への農地造成許可申請です。

申請地は、鷺野谷及び泉の田合計●●筆、●●㎡です。第1種農地等に該当せず、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。当該用地は田として耕作されてきましたが、申請者より畑としての価値を見だし、土地の有効利用のため、申請に至ったものです。

計画内容は、申請地に平均●●m程度の土盛りを行い、畑として造成するものです。また、覆土は良質な土で約●●m盛土します。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲には、境界から●●m離したところに、●●mの小堰堤を設け、雨水等を外に出さないようにします。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番から5番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、2番から5番を承認いたします。

次の審議に入ります。

6番について調査結果の報告を、山崎委員長お願いいたします。

**山崎委員長** 6番について、御報告します。

調査会資料は、40ページからになります。

本件は、売買を伴う、貸駐車場用地への転用許可申請です。

申請地は、松ヶ崎の田●●筆、●●㎡です。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。譲受人は柏市松ヶ崎で不動産業を営む法人で、松ヶ崎町会及び周辺町会より、宅地開発や売却に伴う月ぎめ駐車場の減少及びそれに伴う違法駐車(路上)等の相談を受けていました。そこで譲渡人に打診したところ、譲受けに承諾を得たため、当該農地を貸駐車場として転用する申請を行ったものです。

計画内容は、●●台分の駐車場をトラロープで区画、単管パイプで車止め、地盤転圧して●●mの碎石敷きとし、出入口付近は●●mmのアスファルト舗装とします。なお、土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、境界にはブロック●●段積み及び既設ブロックにより土砂の流失を防ぎます。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

6番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、6番を承認いたします。  
次の審議に入ります。

7番について調査結果の報告を、山崎委員長お願いいたします。

**山崎委員長** 7番について、御報告します。

調査会資料は、46ページからになります。

本件は、売買を伴う、資材置場用地への転用許可申請です。

申請地は、藤ヶ谷の畑●●筆、●●㎡です。第1種農地等に該当せず、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は松戸市●●で●●を営む法人で、これまでは施工は下請発注か下請会社の機材を使用していました。しかしながら、自社で機材等を所有し施工を行うため、資材置場用地を探しており、当該農地を資材置場として転用する申請を行ったものです。

計画内容は、●●mの砕石敷きとし、出入口付近は●●mのコンクリート敷きを施工します。なお、土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、なお周囲に農地はないため特別な対策は行いませんが、工事中は誘導員を配置し、安全に配慮します。また、トラブル発生時は事業者が対処します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

7番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、7番を承認いたします。

次の審議に入ります。

8番について調査結果の報告を、山崎委員長お願いいたします。

**山崎委員長** 8番について、御報告します。

調査会資料は、52ページからになります。

本件は、売買を伴う、資材置場兼車両置場用地への転用許可申請です。

申請地は、逆井の田●●筆，●●m<sup>2</sup>です。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は●●で●●等を営む法人で、現在使用している資材置場が手狭になり、加えて現行資材置場と近接しているため、当該農地を資材置場として転用する申請を行ったものです。

計画内容は、大型機材が入ることから●●mの砕石敷きとします。なお、土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、なお外周にコンクリートブロックを●●段積みし、土砂等の流出を防ぎます。

また、工事期間中は交通誘導員を常駐させます。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

8番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、8番を承認いたします。

次の審議に入ります。

9番について調査結果の報告を、山崎委員長お願いいたします。

**山崎委員長** 9番について、御報告します。

調査会資料は、58ページからになります。

本件は、売買を伴う、資材及び車両置場用地への転用許可申請です。

申請地は、布施の畑●●筆、●●m<sup>2</sup>です。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は●●で●●を営む法人で、現在自社敷地内等の資材及び車両置場が手狭になり、加えて自社敷地と近接しているため当該農地を資材置場として転用する申請を行ったものです。

計画内容は、重機作業車の駐車部分は●●mの砕石敷きとします。なお、土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、なお、外周にコンクリートブロックを●●段積みし境界を明確にしますが、自社敷地と接しているところは一体で使用します。

また、工事期間中はバリケード等で囲い、安全を図ります。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

9番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、9番を承認いたします。  
次の審議に入ります。

10番から11番につきましては一体の事業となりますので、一括して調査結果の報告を、山崎委員長お願いいたします。

**山崎委員長** 10番から11番について、御報告します。

調査会資料は、64ページからになります。

本件は、賃貸借を伴う、テラスステージ(ウッドデッキ等)設置及びキッチンカー出店への転用許可申請です。

申請地は、柏の畑計●●筆、●●㎡です。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は東京都で●●する事業を営んでおり、当該地を飲食やイベントに活用したいとして転用する申請を行ったものです。

計画内容は、場内を砕石敷きとし、南側にウッドデッキを設置、キッチンカー団体と契約し、キッチンカーを常設します。●●台駐車可能な駐車場を北側に整備し、移動式トレーラータイプのトイレを設置します。出入口にはバリカーを設置し、夜間休日等の侵入を防止します。なお、土砂等の搬出入はありません。

給水については井戸を掘り、手洗い場を2か所設置し、排水は浸透ますを設置します。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、ごみの飛散や周辺農地への侵入を防ぐため、外周をネットフェンスで囲います。また、隣接地への農地所有者の承諾も得ております。

工事期間中は安全を図り、関係各署と協議を行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

10番から11番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**酒巻委員** 酒巻です。この現場に行くには、今造られている広い迂回路から入っていくのでしょうか。

**山崎委員長** 今造られている所を通して入るような形になります。南側のほうからも入ります。

**議長** そのほかございませんか。

**成嶋委員** 常設するキッチンカーは、1台ではなく何台かを土地の間に並べる形でしょうか。

**山崎委員長** そうです。計画としては●●台になります。

**大宮委員** 先ほどの説明で、駐車場●●台という話がありましたが、足りるのでしょうか。

**山崎委員長** ウッドデッキの席は●●人程度を想定しているため、家族で来るということを想定して、四、五人ずつ乗ってくれば大体●●台ぐらいの計算になります。

**大宮委員** イベントがあった場合，大人数の人がみんなで押し寄せたら，交通渋滞しそうな気がするのですが，大丈夫なのでしょうか。

**事務局** 定員を超える人が来た場合には，周囲の方に迷惑にならないような対応をしていただくようお願いしております。

**議長** よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので，10番から11番を承認いたします。

次の審議に入ります。

12番について調査結果の報告を，山崎委員長お願いいたします。

**山崎委員長** 12番について，御報告します。

調査会資料は，70ページからになります。

本件は，賃貸借を伴う，専用住宅●●㎡の建築の転用許可申請です。

申請地は，泉の畑計●●筆，●●㎡です。第1種農地等に該当せず，10ha未満の区域内の農地であることから，第2種農地と判断しました。

譲受人は現在習志野市に居住している譲渡人の孫にあたる親族で，将来等を見据えて住居を構えるため，転用する申請を行ったものです。

計画内容は，住宅建築に際し，境界はブロック●●段積みとし，土砂等の流失を防ぎます。また，駐車場予定部分は●●mの碎石敷きとします。なお，土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として，雨水は浸透ます●●基を設置予定で，工事期間中は，防災ネットを張り，非常時は誘導員を配置して防災に努めます。また，造成後の外壁及び屋根等は防火構造を予定しています。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等につ

いて審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

12番について何か質問はございませんか。

**成嶋委員** 譲受人の親御さんは一緒にお住まいなのでしょうか。親御さんの介護を見据えているのでしょうか。

**山崎委員長** 親の居場所は、確認していませんね。

**事務局** 将来の家族の介護等も踏まえてとのことですので、近くにお住まいだと思います。

**議長** よろしいですか。

そのほかはございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声があったので、12番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「公売買受適格証明書の交付について」農地法第3条要件，許可時の同意を含むを議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** 御苦労さまでした。

議案第4号につきましては，●●が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので，議長を飯野職務代理者と代わります。

それでは退席いたします。よろしくお願いいたします。

(●●が退席)

**飯野職務代理者** それでは，審議に入ります。

1番について調査結果の報告を，山崎委員長お願いいたします。

**山崎委員長** 1番について，御報告します。

調査会資料は，76ページからになります。

本件は，柏市●●在住の申請者が農地取得目的で，東京国税局が行う公売(期間入札)に参加するため，買受適格証明書願を申請したものです。

買受けしようとする農地は，柏市新利根の田●●筆，合計●●㎡です。営農計画書では米を耕作する予定となっています。

また，当該地は利根土地改良区内ですが，確認の証明が出ておりません。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査を実施し，審査したところ，第3調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

**飯野職務代理者** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

**成嶋委員** 成嶋です。今、この田んぼを誰が耕作しているんでしょう。

**山崎委員長** 過去には耕作していたそうです。

**成嶋委員** ●●さんがね。分かりました。

**飯野職務代理者** ほかに何かございませんか。

(「なし」の声あり)

**飯野職務代理者** 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**飯野職務代理者** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●の除斥を解除いたします。

ここで議長を交代します。

(●●が着席)

**議長** 次の議案に入ります。

議案第5号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を，山崎委員長お願いいたします。

**山崎委員長** 1 番について，御報告します。

調査会資料は，81 ページからになります。

本件は，柏市●●在住の申請者が平成10年に取得したときには既に●●の一部となっていた農地を，地目変更のため，農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

該当農地は，柏市花野井の畑●●筆，合計●●㎡です。時期は不詳ですが，平成7年には，現状のとおり●●の一部となっていたようです。

なお，立証資料として平成14年の航空写真が添付されています。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査を実施し，審査したところ，第3調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので，1 番を承認いたします。  
次の審議に入ります。

2 番について調査結果の報告を，山崎委員長お願いいたします。

**山崎委員長** 2 番について，御報告します。

調査会資料は，84 ページからになります。

本件は，柏市●●在住の申請者が令和3年に相続したときには既に既存住宅地の一部となっていた農地を，地目変更のため，農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

該当農地は，柏市布施の畑●●筆，合計●●㎡です。昭和42年3月には，現状のとおり住宅地の一部となっていました。

なお，立証資料として平成14年の航空写真が添付されています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第3調査会としては承認相当と判断しました。  
以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

**酒巻委員** 酒巻です。この土地は、現在の申請人の人が住んでいるわけではないということですか。

**山崎委員長** そうですね。住所は違います。

**酒巻委員** でも宅地にはなっているということですね。

**山崎委員長** 相続で受けたので、このような状況になっています。

**議長** そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、2番を承認いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を，山崎委員長お願いいたします。

**山崎委員長** 1 番について，御報告します。

調査会資料は，87 ページからになります。

本件は，●●在住の方が，生産緑地法第10条の規定に基づき，柏市へ生産緑地の買取りの申出をするための，農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は大室の畑●●筆合計●●㎡です。

申請理由は，主たる従事者である申出者の夫が故障し，当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査を実施し，審査したところ，第3調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

**成嶋委員** 申出者の夫，●●さん，●●歳。これは，故障というのは，どういう故障ですか。

**山崎委員長** 診断書の病名では，●●となっています。

**議長** よろしいですか。そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので，1 番を承認いたします。

議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」その1からその3を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** 議案第7号その1につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

**議長** それでは、議案第7号その1の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課。

**農政課** それでは、御説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番から第6号は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、●●に所在する農地所有適格法人が大井の田●●筆、箕輪新田の田●●筆、泉の田●●筆、鷺野谷の田●●筆、泉村新田の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

**議長** 御苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その1について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、その1を承認いたします。

議案第7号その1を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

**議長** 議案第7号その2につきましては、●●委員に農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し除斥を求めます。

(●●委員が退席)

**議長** それでは、議案第7号その2の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課。

**農政課** それでは、御説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第7番は、●●に在住の農業者が新利根の畑●●筆、合計

面積●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

**議長** 御苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その2について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、その2を承認いたします。

議案第7号その2を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

**議長** それでは、議案第7号その3の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課。

**農政課** それでは、御説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第8番は、●●に在住の農業者が新利根の田●●筆、面積●●㎡に継続して貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第9番は、●●に在住の農業者が新利根の田●●筆、面積

●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第10番は、●●に在住の農業者が新利根の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第11番は、●●に在住の農業者が船戸山高野の畑●●筆、面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第12番は、●●に在住の農業者が塚崎の畑●●筆、面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第13番から第18番は、●●に在住の農業者が片山の田●●筆、水道橋の田●●筆、片山新田の田●●筆、合計面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第19番は、●●に在住の農業者が布瀬の畑●●筆、合計面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第20番は、●●に在住の農業者が若白毛の畑●●筆、合計面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

続きまして所有権移転の案件です。

計画番号第1番は、●●に在住の農業者が大井の畑●●筆、合計面積●●㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

**議長** 御苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その3について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声があったので、その3を承認いたします。

議案第7号その3を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第7号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。

(農政課職員退席)

**議長** それでは、次の議案に入ります。

議案第8号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、事務局に求めます。

事務局。

**事務局** 事務局で5月31日水曜日に現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請人は、柏市●●在住の農家の方で、農業経営の実態は●●人で従事し、耕作面積は約●●aです。

申請地は、東中新宿の畑●●筆で●●m<sup>2</sup>、約●●aとなっております。

なお、申請人は、当該申請地において、主に●●、●●、●●、●●、●●、●●等を栽培しており、今後は●●も栽培していき、引き続き農業に従事するということでした。

以上です。

**議長** 調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、1 番を承認いたします。

議案第 8 号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項説明)

**議長** いずれも報告事項でございますので、御了解を得たいと思えます。

次回の予定を申し上げます。

6 月 29 日木曜日、30 日金曜日が調査会で、29 日は午前 9 時から、本庁舎 5 階第 1 委員会室、30 日は午後 1 時からで、ラコルタ柏 5 階多目的室でございます。

担当は、農地第 4 調査会です。

7 月 7 日金曜日が総会で、午後 2 時から分室 1，2 階第 1 会議室でございます。

これもちまして、第 23 回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 40 分閉会)